

# 一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会利益相反管理規則

日本臨床腫瘍薬学会規則第8号

制定：平成29年11月25日

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会（以下「本法人」という）の事業の運営にあたって必要な利益相反の管理に関する事項を定める。

(対象者)

第2条 以下に掲げる者は、本規則に従い、各々定められた時期までに自己の利益相反について定められた事項を申告し、利益相反委員会の審査を受けるものとする。

- (1) 理事および監事
- (2) 学術大会長
- (3) 本法人が出版物を発行する際の編集者および執筆者
- (4) 本法人が作成するガイドラインの作成担当者

(申告の時期)

第3条 前条に定める申告の時期は、次の通りとする。

- (1) 理事および監事は選任時および再任時から1ヶ月以内（ただし、その任期中に利益相反事項に変更が生じた際には変更が生じてから1ヶ月以内）とする。
- (2) 学術大会長は理事会選任時から1ヶ月以内とする。
- (3) 本法人が出版物を発行する際の編集者および執筆者は理事長に対して出版企画を申請するときとする。
- (4) 本法人が作成するガイドラインの作成担当者は就任してから1ヶ月以内とする。

(申告する事項)

第4条 第2条に定める対象者の自己申告における申告すべき事項とその基準は次の通りとする。なお、自己申告の対象期間は申告日よりさかのぼって2年間とし、対象金額が多い年の実績を申告するものとする。

- (1) 企業または営利を目的とした団体の社員、役員、顧問職については、1つの企業または団体からの報酬額が年間100万円以上 ただし、申告者が主として所属する企業・団体については報酬額の申告の対象外とする。
- (2) 株の所有については、1つの企業についての1年間の株による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上、あるいは当該企業の全株式の5%以上のいずれか低い方
- (3) 企業または営利を目的とした団体からの特許権使用料が年間100万円以上とする。
- (4) 企業または営利を目的とした団体から、会議の出席（講演・座長）等に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、1つの企業または団体からの年間合計が50万円以上とする。
- (5) 企業または営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業または団体からの年間の原稿料が合計50万円以上とする。
- (6) 企業または営利を目的とした団体が提供する研究費または奨学寄付金（指定寄付金）については、1つの企業・団体から支払われた総額が年間100万円以上とする。

- (7) 訴訟等に際して企業や営利を目的とした団体から支払われる顧問料及び謝礼については、1つの企業・団体から支払われた総額が年間10万円以上とする。
- (8) 企業や営利を目的とした団体から寄付講座の提供を受け入れている場合、あるいは給与が寄付講座または企業等からの外部資金によってまかなわれている場合とする。
- (9) 企業や営利を目的とした団体から研究員・非常勤講師・客員教員・社会人大学院生等を受け入れている場合とする。
- (10) その他の報酬（研究とは直接無関係な旅行、贈答品など）については、1つの企業または団体から受けた報酬が年間5万円以上とする。

2 対象者はその配偶者または一親等の親族であって収入および財産を共有する者が、前項(1)、(2)または(3)に該当する場合には、その状況を本法人に申告するものとする。

(利益相反委員会の審査および勧告)

第5条 利益相反委員会は、本規則に基づいて申告された利益相反に関する事項について、本法人の事業の運営に際して配慮すべきことがないか、審査を行う。

2 利益相反委員会が、利益相反による弊害の回避のために必要な措置があると認めるときは、理事長に対して勧告を行うものとする。

3 利益相反委員会から前項の勧告があった場合、理事長は、必要に応じ理事会を開催し、適切な対応を行うものとする。

(利益相反申告事項の保管および廃棄)

第6条 利益相反に関して申告された事項については、理事長の監督の下、本法人事務局において厳重に保管する。

2 申告された事項の保管期間は、申告する者の職務の任期終了後2年間とし、その後は廃棄する。ただし、その保管期間中に申告された事項について疑義が生じた場合は、理事長は当該事項の廃棄を保留できる。

(学術大会およびセミナー等での講演者および発表者の利益相反の開示)

第7条 本法人が主催する学術大会およびセミナーの講演者および発表者は、発表を行う際に「発表者の利益相反開示事項」を開示するものとする。

(本法人が発行する会誌への投稿者の利益相反の自己申告)

第8条 本法人が発行する会誌への投稿者は、「日本臨床腫瘍薬学会雑誌」投稿規程に従い、論文投稿時に投稿内容に関連する利益相反状態を自己申告するものとする。

(その他)

第9条 本規則に定めるもののほか、本規則の実施について必要な事項は別に定める。

(附則)

第10条 この規則は、平成30年3月19日から施行する。